

愛知県消防学校防災教育センター管理・見学要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県消防学校防災教育センター（以下「防災教育センター」という。）の管理及び見学について、必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 防災教育センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 日曜日及び土曜日

ただし、(2) 及び (3) については、10名以上の見学で、利用予定の1月前までの申込みの場合、行事及び職員の人員配置等を勘案した上で、開館することができる。

2 愛知県消防学校長（以下「校長」という。）は、必要があると認めるときは、臨時に前項の休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

(見学時間)

第3条 防災教育センターの見学時間は、午前10時から午後4時までとする（正午から午後1時までの休憩時間を除く。）。

2 校長は、必要があると認めるときは、臨時に見学時間を変更することができる。

(申込み及び見学の承認)

第4条 防災教育センターの見学をしようとする者は、あらかじめ別紙様式により申込み、校長の承認を受けなければならない。

2 校長の承認を受けた内容を変更又は取り消しをしようとするときは、速やかに校長に届け出なければならない。

3 校長は、校務の都合により変更又は取り消しをすることができる。

4 校長は変更又は取り消しをしたときは、速やかに申込者に通知するものとする。

(見学者の遵守事項)

第5条 見学者は、防災教育センター内において次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 粗野又は乱暴な言動で他人に迷惑をかけないこと。
- (2) 飲酒又は酒気を帯びないこと。
- (3) 指定された場所以外で喫煙しないこと。

- (4) 展示品にみだりに手を触れないこと。
- (5) 衛生・風紀・保安を害する行為をしないこと。
- (6) 見学中は係員の指示に従うこと。
- (7) 水分補給以外の飲食をしないこと。

(見学の禁止等)

第6条 校長は、前条各号に違反し、又は違反する恐れがある者に対し、見学を禁じ若しくは退出させることができる。

(損害賠償)

第7条 見学者は、故意又は重大な過失によって防災教育センターの施設又は備品を損傷若しくは滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか防災教育センターの管理及び見学に関し必要な事項は、校長が定める。

2 防災安全局防災部防災危機管理課が主催する体験講習会に関し必要な事項は、愛知県防災教育センター体験講習会開催要綱によるものとする。

附 則

この要綱は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月9日から施行する。